

矢野川中学校区地域協議会だより <第4号>

矢野川中学校区地域協議会

矢野川中学校のあり方を検討するため、地域住民代表、矢中保護者代表、若小・矢小保護者代表、未就学児保護者代表で構成する「矢野川中学校区地域協議会」を設置し、今後、定期的に協議会を開催していきます。

「矢野川中学校地域協議会だより」では、地域協議会で協議した内容などについて、お知らせします。

第4回矢野川中学校区地域協議会

日時：令和7年6月18日（水） 19時00分～20時30分

場所：若狭野多目的研修センター

1 開会

2 議事

（1）矢野川中学校の在り方について

具体的な矢野川中学校の在り方について協議

【主な意見・確認事項】

○県内中学校生徒数の状況（資料1）について質問・意見

・矢野川中学校よりも生徒数が少ない学校が県内にあるが、どれぐらいの割合で適正配置（統廃合等）の協議がなされているのか。

→地理的に学校存続が必要というところもあるかと思うが、適正配置計画等により統合等の協議をしている学校数については把握していない。

○矢野川中学校の市内中学校との比較（資料2）について質問・意見

・矢野川中学校で「兼務あり」となっているのはどのような実態となっているのか。

→矢野川中学校の学級数では教員定数が8人となっている。教科数は副教科を合わせて9教科あるため、特別免許により副教科を兼務している。

○基準を満たすための受入必要人数（資料4）について質問・意見

・受入必要人数が確保できないと、また協議をしないといけない状況になるのか。

→現在の計画では、検討を開始する基準に合致すれば再度の協議となります。

小規模特認校を導入した際には1年など短い期間での再協議ではなく、期間を区切った検証をした後の協議になるかと考えている。

・受入のため小規模特認校を導入した場合は、通学方法はどうか。

→保護者の責任において、通学することとなる。

○他市町の小規模特認校の事例（資料5）について質問・意見

・小規模特認校の制度を一度導入した後、統合した学校やその後も継続した学校など小規模特認校の実績はどうなっているか。

→具体的な実績は把握できていないが、期間を定めて取り組んでいるところもあるため、中には方向転換したところがあるかもしれない。

・他市町での小規模特認校の特色というのはどういったものがあるのか。

→一般的に中学校で小規模特認校に取り組んでいるところは、少人数での学習機会や自然豊かな環境といったものが多いと感じる。

○その他の質問・意見

・矢野川中学校が存続となった場合、青葉台小学校に通学した子どもたちは那波中学校か矢野川中学校を選択できるようにできないか。

→矢野川中学校の中で20人という適正規模を目指すとなれば、学校選択制という制度の中では小規模特認校として、他の校区から来る子を受け入れるという方法だけとなり、現状、その制度の中では若狭野地区の子どもは矢野川中学校ということになります。

・統合を選択したが、統合時期が令和10年度となった場合には、令和9年度から那波中学校に行くという選択をとることは可能なのか。

→教育委員会定例会の中で最終的に決定することになります。

・統合となった場合に、在校生が卒業するまで矢野川中学校に通うということは難しいのか。

→他市の事例等を含めて調査する。

・市内全体で中学校を自由選択制にしようということにはならないのか。

→令和14年度までの第2次相生市立小中学校適正配置計画の中では、市内全体の学校自由選択制という考えはない。

・統合となった場合には、子どもたちのために那波中学校との合同授業等はあるのか。

→お互いの子どもたちが安心できるよう、合同授業等交流は考えている。

・相生市の部活動地域移行の状況はどうなっているのか。

→令和13年度末を目標としたロードマップを令和8年度に作る予定としている。

今年度は、文化部関係では協議会の立ち上げ、運動部では部活動にないスポーツの受入団体の検討を考えている。

・通学方法というのは重要なので、統合となった場合の通学方法（バスの台数、運行本数、自転車置き場など）について十分に検討してほしい。

→バスでは道路の関係もあるためルートは限定されるが、バス1台で全てを回る等ということではなく通学時間をひとつの目安として検討していきたいと考えている。

2 その他

次回の開催日 令和7年7月17日（木）19時から 矢野公民館

【お問い合わせ等】

教育委員会管理課 TEL：0791-23-7142 FAX：0791-23-7148

✉：kyoikukanri@city.aioi.lg.jp